3　自然環境

1　自然環境の現況と課題

神奈川県は、都市化が進んだ一方で、箱根や丹沢大山の広大な山地や裾野に広がる里地里山、相模川や酒匂川などの河川、芦ノ湖などの湖沼、海などといった変化に富んだ地形を有し、多様な自然環境に恵まれています。

これらの多様な自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

1　生物多様性

生物多様性▼とは、全ての生物が複雑に関わりあって存在していることで、人の暮らしは生物や生態系▼の恵みに支えられています。

神奈川県では、変化に富んだ地形や気候、土地利用の状況に応じて、様々な生物が生息・生育し、多様な生態系を構成していますが、生態系のまとまりを踏まえた地域ごとの課題、野生鳥獣との共存、外来生物の防除などといった県全域の課題があります。

また、県民や事業者、行政など様々な主体が生物多様性について理解を深め、日常の活動において生物多様性の保全のための行動を促進することが必要です。

2　みどり

箱根や丹沢大山などの広大な森林、多摩・三浦丘陵、里地里山などの多様な表情を持つ豊かなみどりが残っています。しかしながら、首都圏域に位置する本県では、高度経済成長以降みどりの減少が進みました。

現在は、開発圧力が低下していることから、確保してきたみどりの質の向上を図るとともに、市町村と連携したみどりの保全と創造が必要となっています。

▲図2-3-1　県土に占める農地及び森林の割合の推移

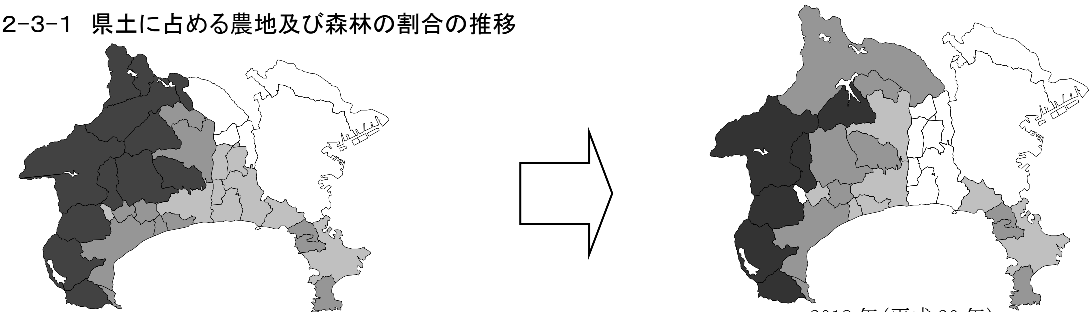

割合＝	農地面積＋森林面積 / 市町村面積	区分	
		70%以上	（濃い灰色）
		70%未満	（灰色）
		50%未満	（薄い灰色）
		30%未満	（白）

	県土面積(a)	農地面積(b)	森林面積(c)	割合(b+c)/a
昭和 47 年	238,728ha	31,400ha	97,553ha	54.0%
平成 30 年	241,616ha	19,100ha	94,701ha	47.1%

県土面積資料:国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。

農地面積資料:県森林再生課「神奈川地域森林計画」による。

森林面積資料:農林水産省「農林水産関係市町村別統計」による。

▲表2-3-1　緑地保全制度などにより保全された緑地等の状況(単位:ha)
（平成 29 年度実績）

緑地の種類	28 年度	29 年度末	増減
自然公園	55,138	55,138	0
保安林	51,873	51,923	50
自然環境保全地域	11,236	11,236	0
歴史的風土保存区域	989	989	0
歴史的風土特別保存地区	574	574	0
近郊緑地保全区域	4,800	4,800	0
近郊緑地特別保存地区	844	844	0
特別緑地保全地区	693	721	28
風致地区	14,977	14,977	0
生産緑地地区	1,336	1,314	△22
トラスト緑地	859	853	△6
都市公園	4,981	5,012	31

▲図2-3-2　トラスト緑地

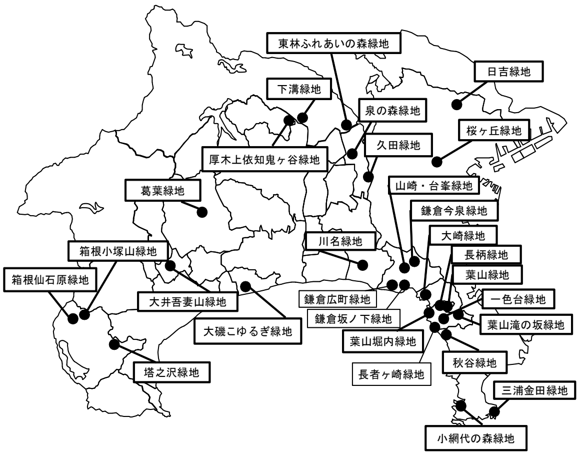

3 丹沢大山の自然環境

1980 年代から、丹沢山地の生態系に大きな異変が起こり始め、広範囲にわたるブナ等の立ち枯れや林床植生▼の衰退、シカの個体数の増加などが進み、特に主稜線部の自然林における自然環境の劣化が目立ち始めました。

県は、平成 11 年３月に「丹沢大山保全計画」を策定し、自然環境を守るための対策を講じましたが、自然環境の劣化に歯止めをかけるには至りませんでした。

そこで、さらなる対策を検討していくため、平成 16～17 年度にかけて、市民団体、学識経験者、企業、行政など多様な主体で構成される「丹沢大山総合調査実行委員会（現在の丹沢大山自然再生委員会▼、以下「実行委員会」という。）」は、「丹沢大山総合調査」を実施しました。この調査によって、丹沢大山の自然環境の劣化は、人間の様々な営みが累積的かつ複雑に絡み合って引き起こされているということが明らかになり、実行委員会は、自然再生の基本方向と新たな仕組みを示した「丹沢大山自然再生基本構想」（以下「基本構想」という。）をとりまとめ、県に提言しました。

県は、この基本構想に基づき、平成 19 年３月に「丹沢大山自然再生計画」、平成 24 年３月に「第２期丹沢大山自然再生計画」を策定し、この中で、丹沢を森林のタイプ、地形、標高などによって「４つの景観域（奥山域、山地域、里山域、渓流域）」に区分し、それぞれ自然再生の目標を設定するとともに、景観域ごとの特定課題（４つ）と、景観域に共通する特定課題（４つ）を掲げ、自然再生に関する取組を行ってきました。これまでの取組により、一部地域で一定の成果は得られたものの、自然再生には時間がかかり、長期的に取り組む必要があるため、平成 29 年３月に「第３期丹沢大山自然再生計画」を策定し、取組をさらに進めています。

なお、計画の実施に当たっては、自然環境の状態をモニタリングし、柔軟に事業の見直しを行う「順応的管理」の仕組みを取り入れており、「丹沢大山自然再生委員会」が、ＰＤＣＡサイクルに基づき、事業の進捗や効果などを点検・評価を行っています。

4 野生鳥獣

野生鳥獣は、県の自然環境を構成する大切な要素ですが、一方で農林水産業被害や生活被害を発生させたり、ニホンジカによる自然生態系への影響が懸念されるなど、人と野生鳥獣との軋轢が生じています。このような軋轢を軽減・解消し、長期的な観点から当該野生鳥獣の個体群の安定的な保護を図るため、県では平成 15 年３月に、ニホンジカとニホンザルを対象とした保護管理計画を策定（平成 19 年３月に第２次計画、平成 24 年３月に第３次計画を策定、保護管理計画は平成 27 年５月に管理計画に改定）し、市町村等と連携して、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及び事業の効果検証のためのモニタリングを実施してきました。これまでの取組により、ニホンジカの生息数は減少傾向

にあると推定され、一部地域では植生回復が見られるようになった一方で、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続しています。ニホンザルについては、県内に生息する地域個体群は維持され、群れ数及び個体数の大幅な増加は抑制されていますが、農作物被害が減少する傾向は認められず、生活被害及び人身被害は増加傾向にあります。このような状況に対応するため、平成 29 年３月に第４次管理計画を策定し、引き続き、個体数調整等に取り組んでいます。

加えて、近年、農作物被害額の増加や生息分布域の拡大が見られ、市街地等への出没により人身被害等が懸念されるイノシシについても、平成 30 年 10 月に管理計画を策定し、被害防止に取り組むこととしました。

また、もともとは分布していなかった地域に、新たに人為的に持ち込まれた生物を外来生物といいますが、一部の外来生物は、自然の中で繁殖・野生化し、その地域の在来生物の駆逐や、農作物を食べ荒らすなどの被害を発生させることがあり、問題となっています。

▲図2-3-3　主な獣類による農林業被害額

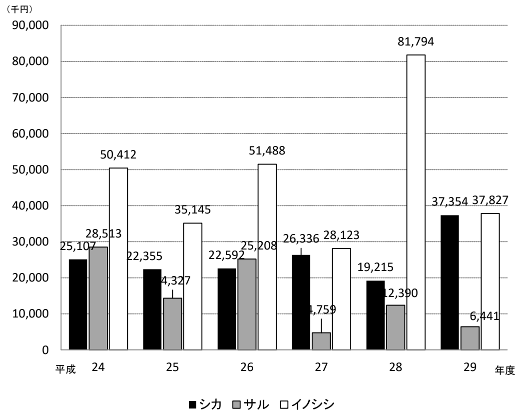

▲図2-3-4　主な鳥類による農林業被害額

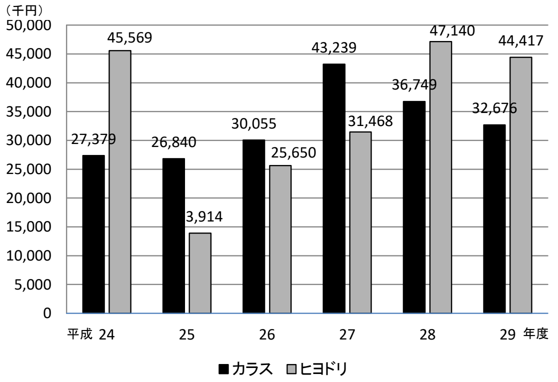

▲図2-3-5 主な獣類の捕獲数（狩猟による捕獲及び放獣数は除く）

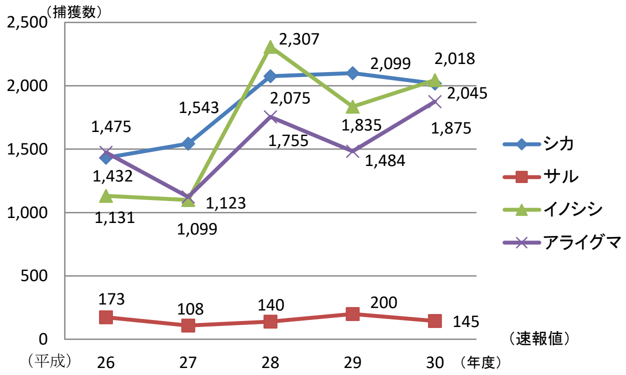

▲図2-3-6 主な鳥類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）

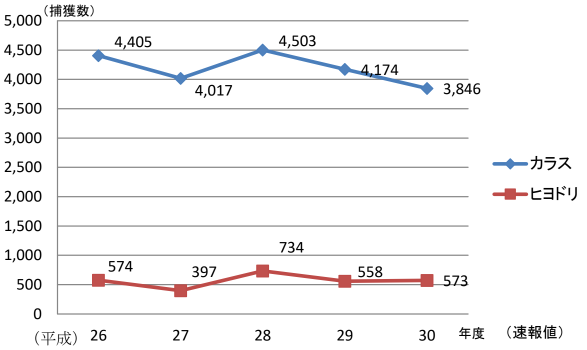

5　海・川・湖

沿岸域において、藻場や干潟は、魚を含めた多様な生物の産卵場や生息場所として重要な役割を果たしていますが、埋め立てによりその多くが縮小したり失われてきました。また、産業や生活排水等による汚濁負荷は、依然として水生生物の生息環境に影響をもたらしています。

こうしたことから、近年、自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっています。水質や底質の改善はもちろん、今ある藻場や干潟の維持とともに、藻場の造成や人工干潟など生物が住みやすい環境を、様々な関係者の協働のもと、いかに復元していくかが課題となっています。内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、メダカやホトケドジョウ等が減少し、希少魚となっています。ビオトープ▼、多自然型護岸や魚道の設置など、生物の住みやすい環境を復元することが求められています。

2 自然環境保全に関する県の取組

1 生物多様性の保全の推進【自然環境保全課】

生物多様性基本法の制定、生物多様性条約第10回締約国会議（ＣＯＰ10）の開催及び生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定など、生物多様性の保全に関する動きが進展してきたことや、県内における生物多様性の現状と課題などを踏まえ、神奈川みどり計画を包括的に継承し、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として、平成28年３月に「かながわ生物多様性計画」（平成28年度～令和２年度）を策定しました。

計画では、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標としています。この目標に向け、主な生態系などに着目して県土を「丹沢エリア」など６つのエリアに区分して、丹沢大山の自然再生など、地域の特性に応じた取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存を目指した取組など、全県的な取組も進めています。また、県民や企業など、様々な主体が生物多様性への理解を深め、生物多様性の保全のための行動をとるよう、生物多様性に関する様々な情報の収集と発信などに取り組んでいます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。　生物多様性　神奈川県　検索

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/

2 身近なみどりの保全【自然環境保全課、農地課】

都市と里地里山のみどりの保全と活用

■ 緑地等を保全する制度の活用

緑地や水辺環境は、生きものの生息・生育環境をはじめ、安全で快適な環境の形成やレクリエーション活動の場の提供など、様々な機能をもっており、まちづくりの上でも重要な役割をもっています。そこで、市町村と連携し、公有地、民有地等の土地の所有の形態にかかわりなく、各種法令に基づき一定の区域の土地を近郊緑地保全区域▼、歴史的風土保存区域▼、特別緑地保全地区▼、生産緑地地区、自然環境保全地域▼、自然公園等に指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境等を保全しています（表２-３-１を参照）。

■ ナショナル・トラスト運動▼の推進

神奈川に残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、県が設置するかながわトラストみどり基金と（公財）かながわトラストみどり財団を中心として、県民、企業、団体及び市町村と連携し、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。　かながわのナショナルトラスト運動　検索

http://ktm.or.jp/contents/national/trust/index.html

■みどりに関する県民等の自発的活動への支援

（公財）かながわトラストみどり財団に登録し、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行っている「みどりの実践団体」へ奨励金を交付するほか、みどりや自然をテーマとした研修会を開催するなど、県は、同財団の事業を通じて県民等のみどりに関する自発的活動を支援しています。

かながわのナショナル・トラスト運動は、（公財）かながわトラストみどり財団と、県が設置・管理しているかながわトラストみどり基金とが、車の両輪のごとく一体となって、進めており、両者の関係及び事業内容は図のとおりです。

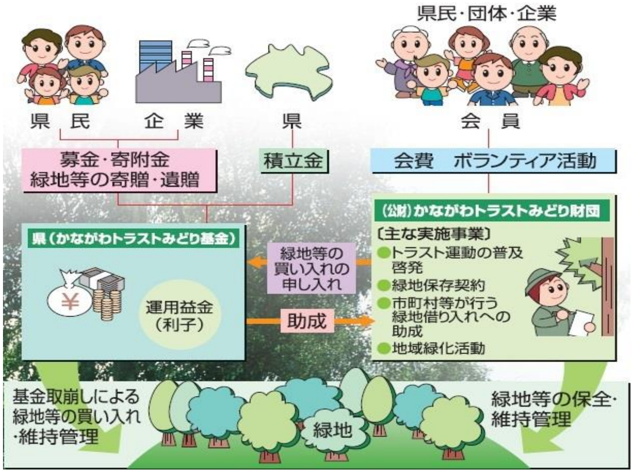

▲ 図2-3-7　かながわのナショナル・トラスト運動のしくみ

＜出典：「かながわトラストみどり基金」リーフレットより作成＞

■ 里地里山の保全等の促進

里地里山は、集落と農地・水路・ため池・雑木林などが一体となった地域です。

こうした地域は、人が「自然」に働きかけ、長い時間をかけて形づくられており、農林業の生産の場や人々の生活の場として、私たちに多くの恵みをもたらしてきました。

里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承のため、県では平成 20 年４月に「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を施行し、土地所有者等や地域住民が主体となり、県民、市町村等が相互に連携・協働し、地域の農林業を尊重しながら継続的に行われる里地里山の保全等の取組を支援しています。

平成 30 年度は、相模原市小松・城北地区ほか 23 地区において、条例に基づく認定を受けた里地里山保全等活動に対して支援を行いました。

また、フェイスブック、ホームページなどを通して県民の里地里山に対する理解を促進したり、里地里山保全活動団体相互の交流を図るための「里地里山サミット」や里地里山にふれあう機会を提供するための「子ども里地里山体験学校」を開催しました。

「子ども里地里山体験学校」を開催
（秦野市寺山）

▲表2-3-2　里地里山の保全活動に取り組んだ人数

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
人数	5,365	4,812	4,969	5,089

詳しくは、ホームページをご覧ください。

https://www.facebook.com/kanagawa.satoyama　かながわの里地里山フェイスブックページ

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f300562/index.html　かながわの里地里山ホームページ

検索

3 丹沢大山の自然再生の推進【自然環境保全センター】

「丹沢大山自然再生計画」では、基本構想に示された４つの景観域ごとの自然再生の目標を目指し、丹沢大山の自然環境が抱える８つの特定課題ごとに事業を位置づけ、平成 19 年度から様々な取組を実施しています。

これまでの取組により、奥山域の一部では林床植生が回復するなど、一定の成果は得られましたが、丹沢全域での自然再生の目標を達成できていない状況です。自然再生には時間がかかり、長期的に取り組む必要があるため、引き続き第３期丹沢大山自然再生計画に基づき、次の取組を進めていきます。

■ 特定課題Ⅰ　ブナ林の再生

第２期計画までの技術開発の成果やブナ林衰退リスクマップを活用して、植生保護柵、奥山域の人工林を含めた土壌保全対策、生息状況に応じたシカ管理捕獲、ブナハバチの防除対策等を効果的に組み合わせた統合的な取組を段階的に実施します。

■ 特定課題Ⅱ　人工林の再生

県産木材の有効活用を図りながら、地域特性に応じた適切な森林整備と整備に必要な基盤整備を進めます。また、森林整備とシカ管理捕獲の連携を継続するとともに、森林モニタリングを実施し、水源かん養機能等に関する事業効果の検証を継続します。

■ 特定課題Ⅲ　地域の再生

地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組への支援を継続するとともに、地域特有の課題に応じた森林整備等に対して支援を行い、地域一体の活動を推進します。

■ 特定課題Ⅳ　渓流生態系の再生

治山事業などによるダム湖等への土砂流入の抑制や森林土壌保全対策などによる渓流への土壌流入の防止を図ります。また、第２期計画期間中に作成した「渓畔林整備の手引き」を普及して、私有林を含めた渓流沿いの人工林整備に活用するとともに、各種モニタリングを継続しながら、渓流生態系の保全・再生手法を検討します。

■ 特定課題Ⅴ　シカ等野生動物の保護管理

奥山域において、ワイルドライフレンジャーによる高標高の山稜部等での管理捕獲や巻狩り（組猟）による管理捕獲を継続してシカの生息密度の低下を図るとともに、山地域における森林整備と連携したシカ管理捕獲の取組や、里山域での地域が主体的に取り組む鳥獣被害対策への支援を継続します。

■ 特定課題Ⅵ　希少動植物の保全

情報収集が可能な種について生息状況等の把握を進めつつ、モニタリング手法や保全手法の検討を行います。また、植生保護柵を設置した箇所で希少植物の回復が確認されたことから、土壌保全対策等との連携を図りながら、希少植物の保全を進めます。

■ 特定課題Ⅶ　外来種の監視と防除

外来種の侵入の監視と侵入未然防止のため、各種事業や調査で設置されている自動撮影カメラによる情報などを活用するとともに、アライグマについては、生息分布域の拡大を防止する取組を進めます。また、第２期計画に引き続き、丹沢産の緑化種子生産・苗木の供給を行うとともに、林道法面緑化試験施工地でのモニタリング等も実施します。

■ 特定課題Ⅷ　自然公園の利用のあり方

登山道の巡視等により得た情報を活用して、計画的な登山道整備を進めます。また、団体等との協働による登山道維持管理を継続するとともに、新たな路線での実施を検討します。

登山者による環境への影響軽減のため、パークレンジャー及び自然公園指導員の活動や、県立ビジターセンターなどの活用を通して、自然公園を適正に利用するためのマナー等の普及啓発を行うとともに、自然公園の利用のあり方について検討を行います。

■ 協働・普及啓発

丹沢大山自然再生委員会との連携や、これまでの県民協働の取組を継続するとともに、新たな協働の取組を検討します。また、自然再生活動に係る協働の取組や普及啓発の拠点として、自然環境保全センター及び県立ビジターセンターを活用するとともに、自然再生委員会のホームページや丹沢大山自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）を活用して、自然再生に関する情報の蓄積と発信を行います。

4 野生生物の保護管理【自然環境保全課】

鳥獣保護区等の指定

■ 鳥獣保護区

県は、鳥獣やその生息環境を保護する拠点として、鳥獣保護区▼を指定しています。鳥獣保護区は、その性格により５つの種別に区分して指定しており、この区域での鳥獣の捕獲行為を禁止しています。現在指定されている鳥獣保護区は、平成 31 年 3 月末現在 102 箇所 43,750.3ha となっています。

また、特に保護が必要と認める地域は、鳥獣保護区内に特別保護地区▼を指定しています。この地域での埋め立て、干拓、立木の伐採等には許可が必要であり、現在指定されている特別保護地区は、平成 31 年 3 月末現在 7 箇所 4,336ha となっています。

■ 特定猟具使用禁止区域（銃器）

県は、銃器による危険を未然に防止するため、特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定しています。この区域においては銃器を使用する狩猟を禁止しています。現在指定している区域は、平成 31 年 3 月末現在 74 箇所 145,100.2ha となっています。また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。

■ 猟区

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るために、県の認可を受けた市町村が猟区を設定しています。猟区では、入猟者、入猟日、捕獲等について特別な規制を行い、また狩猟をしようとする者から、一定の入猟承認料を徴収しています。現在設定されている猟区は、平成 31 年 3 月末現在４箇所 12,791ha となっています。

鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣による農林業被害や生活被害を防ぐためには、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈り取りなどの集落環境整備、防護柵の設置などの被害防護対策及び鳥獣の捕獲の３つの対策を組み合わせて、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的です。

この「地域ぐるみの対策」を、さらに多くの地域で、より持続的に展開するため、県では、平成 29 年度に鳥獣被害対策支援を全県的に行う部署として「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置しました。

同センターでは、平成 30 年度末現在、11 地区を「重点取組地区」として選定し、「地域ぐるみの対策」を立ち上げるところからの支援を行っているほか、鳥獣の生態に沿った効果的対策の助言や、ドローンなどの新たな技術の導入、農家が気軽に相談できる身近なアドバイザーとして活躍する人材の育成など、広域的・専門的観点から「地域ぐるみの対策」への支援を行っています。

ニホンジカ、ニホンザル及びイノシシの管理

県では、平成 15 年３月に「神奈川県ニホンジカ保護管理計画」及び「神奈川県ニホンザル保護管理計画」を策定し、個体数調整、生息環境整備、被害防除対策及びモニタリングを実施してきました。

ニホンジカについては、これまでの取組により、生息数は減少傾向にあると推定され、継続して捕獲を実施している場所では植生回復が見られるようになった一方で、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続しています。また、これまでニホンジカの影響が見られなかった箱根山地等において、今後森林への影響が懸念される状況となっています。

また、ニホンザルについては、これまでの取組により、県内に生息する３つの地域個体群は維持され、群れ数及び個体数の大幅増加は抑制されていますが、農作物被害が減少する傾向は認められず、

生活被害及び人身被害は増加傾向にあります。

人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、特にニホンザルについては適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理を行うため、平成 29 年３月に策定した「第４次ニホンジカ管理計画」及び「第４次ニホンザル管理計画」に基づき、県では市町村や関係団体と連携して、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせ、毎年度実施するモニタリング結果の分析により事業の効果検証を行いながら、管理事業を推進しています。

加えて、近年、農作物被害額の増加や生息分布域の拡大が見られ、市街地等への出没により人身被害等が懸念されるイノシシについても、平成 30 年 10 月に「イノシシ管理計画」を新たに策定し、特に相模川以東の地域において、イノシシの定着を解消するために、市町とともに効率的、効果的な捕獲手法を試行しました。

傷病鳥獣の保護

県民、市町村、関係団体、ボランティア等と連携して傷病鳥獣の救護事業を実施するとともに、救護施設を拠点にして活動しているＮＰＯ等と連携し、救護技術や知識を有するボランティアを育成しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。　神奈川の野生鳥獣と狩猟のページ　検索

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/

5 多様な生物が生息する水域環境の保全【水産課】

■ 水域環境の把握と保全の推進

県では、赤潮や油汚染による漁業被害の防止と水生生物の保全のため、漁業調査指導船による調査や沿岸漁協の協力により陸上及び海上から監視を行っています。

また、東京湾と相模湾において、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集を行うとともに、県民への情報発信に努めています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、在来のヤマメやメダカ、ホトケドジョウ等が減少しています。これらの魚の増殖に取り組むとともに、河川管理者や市民団体と連携して生息地の保全・復元にも取り組んでいます。また、環境教育の一環として水辺ビオトープで希少魚を保護する小学校への指導・協力も行っています。さらに、カワウによる魚類の食害が発生しており、その対策に取り組んでいます。

■ 生息環境の回復・創造の推進

東京湾では、戦後の高度経済発展に伴う埋立てや水質・底質の悪化により、漁場の荒廃が進むとともに、様々な魚介類の産卵・育成の場や水質浄化の場として重要な役割を果たす藻場や干潟が大きく減少しています。県では、平成 26 年度までＮＰＯ▼等県民と協働してアマモ等の藻場の造成を行い、豊かな海を取り戻すための取組を進めてきました。平成 27 年度からはこれらＮＰＯ等が自立して藻場の造成と維持を行っています。

また、水産資源の増大と多様な生物が生息する海づくりを目的として、県では、「沈設魚礁」と呼ばれるコンクリートや鉄で作った魚介類のアパートを沿岸域の海底に設置したり、「浮魚礁」と呼ばれる海洋観測機能を併せ持つ大きなブイを沖合域に設置しています。これらの周辺では、地付きの魚や回遊魚など多種多様な魚介類が集まる好漁場が形成されています。

6 外来生物対策【自然環境保全課、水産課】

■ アライグマ対策の推進

県内では、特定外来生物▼に指定されたアライグマが、これまで横須賀・三浦地域を中心に、スイカなどの農作物を食べ荒らす、家屋に侵入して天井裏を糞尿で汚すといった深刻な被害を起こしてきました。そこで、県では、平成18年に「第１次アライグマ防除実施計画」、平成23年に「第２次神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的捕獲の推進等に取り組んできました。その結果、積極的な捕獲が行われた地域では、生息密度が低下している可能性が認められましたが、その一方で、分布は拡大しています。

こうしたことから、平成28年４月１日からの５年間を計画期間として、第２次計画に引き続き、計画的捕獲等の推進による「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」を目標とした「第３次神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定し、防除に取り組んでいます。

▲表2-3-3　第3次アライグマ防除実施計画の概要

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	平成28年４月１日から令和３年３月31日まで
目標	○最終的な目標：アライグマの全県域からの完全排除 ○平成28年４月１日から令和３年３月31日までの５年間の目標：①生息分布域の縮小 ②個体数の減少
防除等の内容	○計画的な捕獲 ○農作物残さ等誘引要因の除去、農地・家屋への侵入防止策の実施 ○生息状況、被害状況を把握するためのモニタリングの実施と防除効果の検証 ○アライグマの生態や被害防止策についての普及啓発

■ ヒアリに関する対策

特定外来生物に指定されたヒアリは、南米中部原産のアリで、生態系や農林水産業への影響や、毒性が強いことから、国内での定着が懸念されています。平成29年に県内（横浜港本牧埠頭及び大黒埠頭）で初めてヒアリが確認され、発見した個体は全て殺虫処分しました。

平成30年度は県でのヒアリの確認はありませんでしたが、引き続き、県民からのヒアリに関する情報収集や相談対応を行うため、ヒアリコールセンターを運営しています。

■ 外来魚に関する対策

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等は、特定外来生物に指定され、国の許可無く、飼養等（飼育、保管、運搬）することが禁止されています。県では、神奈川県内水面漁業調整規則を改正し、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう）、ブルーギルの移殖を制限することで、その拡散防止を図っています。加えて、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルについては、神奈川県内水面漁場管理委員会の指示により、一部の水域を除き再放流を制限することで、個体数の抑制も図っています。

宮ヶ瀬湖内の外来魚は、ダムからの放水に伴い、下流の中津川・相模川に流出し、河川の生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。県では、宮ヶ瀬湖におけるコクチバス等の分布生態調査を実施し、その概要を把握するとともに、駆除方法の開発や駆除体制の検討を行い、個体数の抑制効果が確認されました。現在は、ダム管理者が行う駆除に関する相談を受けて技術的な助言を行っております。平成29年度から、県内の主要河川と湖沼において外来種の分布調査と食性調査を開始しました。